

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度狭山市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

補正予算別冊のとおり

令和5年1月10日

狭山市長 小谷野 剛

令和4年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度狭山市一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,252千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,275,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
17 県支出金	
	2 県補助金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,614,572	77,084	10,691,656
3,630,128	77,084	3,707,212
3,519,157	18,583	3,537,740
703,347	18,583	721,930
2,848,262	18,585	2,866,847
2,635,452	18,585	2,654,037
53,161,105	114,252	53,275,357

歳出

款	項
4 衛生費	
	1 保健衛生費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,185,028	114,252	5,299,280
3,037,951	114,252	3,152,203
53,161,105	114,252	53,275,357

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
出産・子育て応援事業委託料	令和4年度から 令和5年度まで	3,300